

令和4年度

山形地方労働審議会  
労働災害防止部会

令和5年3月10日（金）

山形労働局小会議室

労働基準部長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

〔議 事〕

- (1) 労働災害防止部会長の選出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 山形労働局第14次労働災害防止計画（案）について・・・・・・・・ 3
- (3) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

山 形 労 働 局

## 令和4年度 山形地方労働審議会 労働災害防止部会

〔開 会〕

(進行：補佐)

○進 行

皆様、おはようございます。

健康安全課の補佐をしております木村と申します。

部会長が決定されるまでの間は事務局において進行させていただきます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから山形地方労働審議会労働災害防止部会を開催いたします。

お配りした資料にもございますとおり、審議会会長から労働災害防止部会の委員として、公益代表・労働者代表・使用者代表から各3名、合計9名が指名されているところであります。本日は各委員の皆様全員よりご出席をいただいております。

「地方労働審議会令第8条」による議決要件では、委員の3分の2以上の出席、又は公・労・使のおのおの1名以上の出席となっておりますので、本部会は成立していることをご報告いたします。ほかに行政からも5名が出席しております。

なお、委員名簿をお配りしておりますので、委員の方々の紹介等は省略させていただきます。

○進 行

それでは、会議次第により進行させていただきます。

初めに、山形労働局労働基準部長の横田から挨拶申し上げます。よろしく申し上げます。

〔労働基準部長あいさつ〕

○横田労働基準部長

皆様、おはようございます。

本日は、年度末のお忙しい中を山形地方労働審議会の労働災害防止部会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

この災害防止部会は、山形労働局におけます労働災害防止の重要な柱となる施策を定める際に、部会員の皆様にご参集いただいてご意見を伺わせていただいているものでございます。

厚生労働省では、労働災害の減少を図るため、5年ごとに目指す目標や重点的に取り組む事項を取りまとめて労働災害防止計画というものを定めることとしております。労働災害防止計画は1958年に開始をされた第1次計画以来、これまで反復継続して策定されてまいりましたが、今般4月1日からスタートする第14次の計画が策定されたところでございます。

災防計画につきましては、厚生労働本省で策定をいたしますほか、都道府県各労働局の管内の状況に応じた計画を策定することとなっておりますため、本日は山形労働局版の第14次計画（案）についてご説明をさせていただくものでございます。

今月末までを計画期間としておりました第13次計画の進捗状況につきまして、後ほど健康安全課長からもご説明を若干申し上げますが、死亡災害につきましては減少目標を達成いたしましたものの、休業4日以上之死傷災害につきましては、遺憾ながら減少目標を達成できなかったところでございます。

死傷災害の減少目標に達しなかった要因としては、第13次計画期間の途中に出現し、その後、急速に拡大した新型コロナウイルス感染症も一因でしたが、この感染症関連の災害を除いても、なお、やはり死傷災害が増加しているという現状がございます。その要因としては高年齢労働者の増加ですとか第三次産業で働く労働者が増加しているなど、産業構造自体の変化があるというふうに分析をされておまして、そのような状況の中で労働災害を減少させるためにはどのような対策を講じていくべきなのか、非常に困難な問題に直面しております。

来年度からの第14次計画におきましては、これらの問題への対応が求められるわけですが、後ほどご覧いただきますとおり、事業者や就業者のほか労働者などの関係者も含めた全体の安全性に対する意識を変革することをはじめ、個別の労働災害防止対策など地道に取り組むを継続していくことで労働災害を少しでも減らして、労働者が安全で健康に働くことができる職場環境の実現を目指す、という案になっております。

委員の皆様方には、それぞれ忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。今回の計画あるいは今後の行政運営に可能な限り取り入れさせていただきたいと思いますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

## 〔議 事〕

### ○進 行

ありがとうございます。

それでは、本日の最初の議題であります労働災害防止部会長の選出についてでございますが、部会長は公益を代表する委員から選出すべきと地方労働審議会令第6条第5項で規定されております。つきましては、公益委員のどなたかからご承引いただきたいのです

が、事務局におきまして砂田委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○進 行

異議なしとのことをございますので、砂田委員に部会長をお引受けいただきますようお願い申し上げます。砂田先生、これからの部会の進行、よろしく願いいたします。

また、「地方労働審議会令第6条第7項」により、部会長は公益委員の中から部会長に事故があるときの職務代理者を指名することとなっております。職務代理者につきましては澤邊委員にご就任いただくということで内諾を得ておりますので、代理者の指名につきましてもよろしく願いをいたします。

それでは砂田委員、よろしく願いします。

#### ○砂田部会長

ただいま部会長に選出されました砂田でございます。よろしく願いいたします。

今日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今日は第14次労働災害防止計画について説明をしていただくということになっております。短い時間ではありますけれども、委員の皆様には忌憚のないご意見を頂戴できればありがたいと考えております。

それでは、これから議事を進めていきたいと思っております。部会長の職務代理者ですけれども、今ご報告がありましたように内諾を得ているということで澤邊委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○澤邊職務代理者

よろしく願いいたします。

〔議事録署名委員指名〕

#### ○砂田部会長

なお、本日の議事録署名委員として労働者側を代表して柏木委員にお願いいたします。よろしく願いいたします。また、使用者側を代表して丹委員にお願いいたします。よろしく願いいたします。

#### ○砂田部会長

それでは議事に入らせていただきたいと思います。

次の議題では、労働局第14次労働災害防止計画（案）について、事務局からの説明をよろしくお願いします。

#### ○阿部健康安全課長

健康安全課長の阿部と申します。よろしくお願ひいたします。私から説明を申し上げます。

なお、この部会につきましては、先ほど基準部長からご挨拶で申し上げましたが、今回の計画案につきましては部会の議決を求めるといふものではございませんが、部会の運営規程に準じて、部会長から地方労働審議会長に報告するということにさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ご説明いたしますが、資料を使いながらとなりますので着座で失礼させていただきます。

それでは、説明してまいります。今年4月からの第14次計画の前に第13次期間の状況について簡単にご説明させていただきます。労働災害防止計画につきましては、国が策定しました死亡者、死傷者の減少目標等を基本に置きながら、各労働局においても目標を立てているものですが、具体的なものとして資料の1、山形労働局の計画をご覧いただきたいと思ひます。

13次計画の目標であります。上のところに赤い字で書いてございます。死亡災害につきましては13次期間と、その前の12次期間のそれぞれ5年間の比較で15%以上の減少を目標といたしました。左上のグラフがそれでございます。全産業で41人以下にすることを目標としておりましたところ、新型コロナのお1人を含めた場合でも38人ということになりました。目標を達成したところでございます。

中段の3つのグラフもございすが、死亡災害の多発業種ということで、建設業、製造業、林業におきましても同様の減少の目標としております。真ん中の製造業につきましては達成となりましたが、建設業につきましては目標17人のところ19人となりまして未達成となります。また、右の林業におきましては13次計画期間中、死亡者ゼロを目指すということでありましたが、3名がお亡くなりになったということでも未達成となったところでございます。

また、もう一つの目標であります休業4日以上死傷災害に係るものでありますが、右上のグラフでございます。13次期間の前の年、2017年の死傷者数と比べて2022年までに5%以上まで減少に持っていこうという目標でございます。具体的には2022年に1,069人以下にするということでございますが、実際の状況としましては2023年1月末まで把握したところの速報値におきましては2,532人だったということでございます。これは新型コロナ感染症が出現し急速に拡大したということが最大の要因であります。コロナ関連を

除外した場合が資料の2です。コロナを除外した場合ですと1,268人ということになります。ですが、それでもやはり目標を大きく超過をしているということになります。

災害多発の業種につきましては、業種別にも減少目標を設定しております。

資料1の一番下の段を見ていただければと思います。

いずれも死傷年千人率ということで、労働者1,000人当たり1年間に何人労災に遭うか、ということにおきまして5%以上減少させようという目標でございますが、これらの業種につきましては、その後の業種別の労働者数の正確な統計の公表がないということがございまして、正確な千人率の数値を出すことは困難でございますが、実数を見ていただきますと、いずれの業種も2017年の人数よりも増加をしております。

また、資料2のコロナを除いた場合におきましても、やはりどの業種でも増加をしているというものであります。この災害の増加の幅を吸収できるほどの労働力人口の増加がこれらの業種においてあったとは考えられませんので、やはりいずれの業種におきましても減少目標の達成とはならなかったと言えるものであります。

以上のように、死亡災害の目標は達成、死傷災害については未達成となりましたが、これは全国的な傾向となっております。そのようになった要因を分析し対策を講じようというのが、次なる第14次計画ということになります。

それでは、第14次計画でございますが、まず本省版であります。資料4として本文を付けてございますが、その前に資料3、これが本省版の概要であります。こちらのほうが分かりやすいと思いますので、こちらを使って説明をさせていただきます。

なお、本省版の本文につきましては、一昨日に確定版が出されましたので、それにつきましても本日机上配付させていただいております。内容につきましては資料4のものと比べて、少し字句ですとか見栄え上の修正は入りましたが、そういった程度で内容的には変わらないものになっております。

それでは、資料3の本省版の概要をご覧ください。めくっていただきますと、初めに計画の方向性ということで書いてございます。

丸が2つございますが、1つ目がどういったことかと申しますと、現在、多くの会社では経営環境が大変でいろいろ苦しいということかもしれないけれども、そんな今こそ安全衛生に力を入れましょうと。安全衛生にかかるような手間暇、費用はコストではなくて人材という資産への投資だと捉えられるものである。そのようにするのが良質な人材の確保・育成のため、ひいては経営のためにプラスになる、そういう考え方を広めていきましょう、また、職場の安全衛生に力を入れる会社が社会的に評価される環境をつくっていきましょう、ということが1つ目になっております。

2つ目の丸としましては、労働の場には事業場の業種ですとか規模、雇用形態、年齢など多様な場面がありますが、どのような場面、働き方においても、働く方の安全と健康が

確保されるようにしましょう、というようなことで書いてあるものでございます。

その下に8つの重点対策とあります。

真ん中に黄色で書いてあるところで、自発的にということを書いてあるところがございますが、これは計画の方向性の1つ目の関連であります。計画の方向性の1つ目が実現されれば、事業者が自発的に安全衛生に取り組んでいただけるようになるだろうということで、そのための対策を講じていくということでもあります。

そのほかの7つにつきましては、様々な場面、働き方においても安全と健康が確保されるというための対策ということになります。

下のページであります。計画の目標ということを書いてございます。

災害を減少させるため、8つの重点対策に取り組んでいくということですが、その進捗状況を確認するための指標をアウトプット指標として設定をする。また、そのアウトプット指標の達成に向けて取り組んでいくことがアウトカム指標として掲げられているところの結果につながる。そのようにして幾つものアウトカム指標が達成されることによって、その下に赤字で書いてありますように死亡災害、死傷災害が減少するという結果につながるということが期待される、ということでもあります。これを第14次計画の目標にするという考え方の組立てになっております。

では、具体的なアウトプット・アウトカム指標をご覧いただきたいと思います。

続いて、めくっていただきますと具体的な指標についてであります。

本省版ではその（ア）から（カ）のとおりのものでございますが、これらの指標につきましては本省からの指示がございまして、地方労働局版をつくる際には、指標の数値を各労働局の実態に合わせたものに変えるということには構わないが、指標自体は変えないように、ということでもございました。このため、山形労働局におきましても基本的に本省版に倣う形で案を策定したところでございます。

また、各指標に出てきます何十%以上とするというような目標数値についてですが、これらの指標の項目自体がこのたびの計画において新規に立てられたものでありますので、これまで本省が定期的実施してきた統計調査におきましても、これらの項目についての既存の統計の数値がないということでもございまして、本省がこの計画のため別途に調査して算出した数値となっております。

このようなことから、山形労働局におきましても、当然各項目について現状がどうなっているかという数値はございませんので、まずは目標数値についても本省版に倣うということにしまして、その後、山形局で県内の実態を確認していく。それによって初めに掲げた数値を調整するべきと考えられる状況が見出された場合には手直しをする、ということでも考えております。

以上のことから、山形局版の案の内容につきましては本省版に準じたものになると考え

ておりますので、ここからは山形局版の概要、資料の5によって説明させていただきます。

資料の5をご覧ください。

まず、4ページをご覧ください。

計画の重点対策ということではありますが、これの①を見ていただきたいと思います。この①につきましての指標は設定がされておられません。先ほどご説明いたしましたように、事業者の方に自発的に安全衛生対策に取り組んでいただけるよう、安全衛生対策に取り組む必要性や意義だけではなくて、それが事業者にとってプラスになるということを周知する。また、例えば健康経営優良法人認定制度といった制度などの仕組みも活用して、そのような取組をする事業者が社会的に評価されるようにする、ということでございます。

また、山形局独自の運動、ゼロ災運動、無災害運動とか冬の労災をなくそう運動という運動を継続的に実施しておりますが、これについても引き続き展開し、事業者の自主的な取組を促進していくということで進めてまいりたいと考えております。

その下の②からの重点対策につきましては指標が設定されておりますので、1枚戻っていただきまして2ページをご覧ください。

初めにありますのが、(ア)であります。

労働者の作業行動から起こる労働災害の防止です。その中でも中高年齢の女性を中心に置いた対策ということで考えられているものであります。労働者の作業行動から起こる災害、例えば通路で滑って転倒したとか、重量物を持ち上げようとして腰痛になったといった行動災害と言われるものが増加しております。特に中高年齢の女性におきまして増加しているため、その対策を講じていく必要があります。

山形県内の状況でございますが、本日、机上配付させていただいた資料の第14次労働災害計画(案)と、お配りしている②のインプット指標というものであります。これに各種の統計をまとめておりますので、お手元に置いていただければと思います。

この資料のグラフの12番であります。12番を見ていただきますと、山形労働局の事故の型別の労働災害についてであります。平成20年以降、労働災害を事故の型別に分類した場合、転倒ということで棒グラフの下から2番目のオレンジ色であります。これが一番多く、全体のおよそ3分の1を占めているという状況であります。

また、転倒は中高年齢の女性に多く、骨粗鬆症などもありまして休業期間が長くなる傾向があります。また、労働災害が発生した業種としましては、第三次産業で発生のおよそ半数に及んでおりまして、特に卸・小売、医療・福祉の業種において増加しております。そういった状況ですが、それらの業種の事業場におきましては、非正規雇用の労働者が多いということがありまして、また、非正規雇用の方に対しては労働災害防止の安全衛生教育が十分でないことが多い状況が見られるということでもあります。



グラフの19番を見ていただきますと、社会福祉施設での事故の型別の発生状況となっております。この業種におきましては災害が大きく増加しておりますが、災害の型としましては上から2番目の黄土色、動作の反動・無理な動作、つまり腰痛が最も多いものとなっております。

ここで、これに関するアウトプット指標でございます。資料5であります。本省の調査によりますと、転倒災害防止のため整理整頓といった物理的なハード面の対策は80%以上の事業場で実施されていますが、一方、ソフト面の対策、例えば転倒しないとか転倒してもけがをしない体づくりといった対策につきましては、5%の実施にとどまっているということでございます。よって、これら両面での対策に取り組んでいる事業場を増やすことが有効であると考えられます。

また、非正規雇用の労働者に対する安全衛生教育の実施状況ですが、平成29年の本省調査によりますと、およそ6割という状況でありまして、これを引き上げることが有効と考えられます。

また、ポツの4番目ですが、看護・介護産業に関しましては利用者を持ち上げないノーリフトケアという方法、考え方が、腰痛防止のために有効であるということになっておりまして、その普及を進めていくということでもあります。

アウトカム指標が右側になりますが、以上のアウトプット指標の達成によりまして、転倒労働災害の年齢別・男女別の数値において2027年までに増加に歯止めがかかってくるということが期待されるものであります。

また、アウトカム指標の2番目のポツであります。転倒による休業見込み日数を40日以下とするということですが、現状、山形県においては45日であるという統計であります。

また、社会福祉施設における腰痛であります。発生の実数としてはずっと増減を繰り返しておりますが、増加基調にあるということの統計であります。これを改善して2027年までに2022年より低い数値とするということを指標としております。

次に、(イ)の高年齢労働者関係の対策であります。

山形県の現状としましては、やはりグラフの21番をご覧くださいと思います。

年代別の災害発生状況であります。平成25年以降、50歳以上の労働災害が半数を超えるまでに増加しているという状況になっております。

また、グラフの24、25をご覧ください。特に60歳以上の災害が増加しております。60歳以上が3割を超えているということでもあります。また、死傷年千人率を男女年代別に見た場合、50代、60代の女性が高いという状況になっております。

ここで、アウトプット・アウトカム指標でございます。これにつきましては書いてありますところのガイドラインです。これは高年齢労働者が安全に働けるようにするための設

備の改善などのハード面と、安全衛生教育などソフト面の対策を提示しているものでありますが、これに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組をしている事業場といたしますのは、本省の調査によりますと現在10%強ほどしかないということでもあります。これを50%以上に引き上げることができると、アウトカム指標のように特に労災が多い60歳以上の労働者の災害の増加に歯止めがかかることが期待できるということでもあります。

続けて、(ウ)でございます。

多様な働き方、外国人の労働災害防止対策ということでもあります。

山形県内の現状につきましては、グラフの28番をご覧くださいと思います。

外国人の労働災害発生状況であります。山形県におきましても技能実習生などの増加に伴いまして外国人の労災が増加してきており、労働者全体について算定した死傷年千人率が平均のものを超えているということでもあります。全体平均のその率が2.83であるところ、外国人におきましては2.94となっております。これにつきましては、外国人の労災につきましては、言語が異なるということによりまして、作業手順や安全衛生上の留意事項の理解が不足していたということが大きな要因と考えられます。そのため指標としまして、母国語の教材など外国人労働者にとって分かりやすい教育の実施を促進することによって、災害を減少させ全体平均以下にするということを目指しております。

続けて、(エ)でございます。

業種別の対策になります。初めに、陸上貨物運送事業ですが、グラフの8番をご覧ください。

業種別の労働災害の発生状況をお示ししております。陸上貨物運送事業につきましては上から3番目の折れ線であります。これを見ていただきますと、災害がずっと横ばいで減少していない状況であります。

また、グラフの7を見ていただきますと、業種別の死傷年千人率におきましても10.9ということで非常に高い数字になっております。

また、事故の型を見ても荷台などからの墜落・転落が最も多い状況であります。また、災害につきましては荷物の回収先ですとか配達先、いわゆる荷主先で発生する災害が多い状況にあるということでもあります。

以上のことから、こちらに書いてあります荷役作業の安全対策ガイドライン、これは荷役作業の際に発生しやすい災害の防止の対策や荷主が安全のために講じるべき措置などを提示するものですが、これに基づく措置を実施する事業場を増加させることによりまして、災害の減少が期待できるというものであります。

アウトプット指標、アウトカム指標につきましては、この措置を講じている事業場の割合、現在、本省の調査によりますと33.5%であるということではありますが、これを10%引き上げて45%以上にするということによりまして、5年後には災害の5%以上の減少につ

ながるといことが期待できるというものであります。

続けて、建設業でございます。これにつきましても、先ほどのグラフの8番を見てくださいと、建設業の指標は平成22年以降、増減を繰り返し減少していないという状況になっております。

また、死亡者の事故の型では墜落・転落が最も多くなっております。死傷者に関しても同様に最も多く、30%以上が建設業においては墜落・転落によるものとなっております。これにより、建設業におきましては墜落・転落災害を減少させるということが課題となります。

ここで指標でございます。建設業におきまして、そういった災害を減少させるため、法令で義務付けられている手すりの設置ですとか安全帯の使用といった措置では不十分であるということでありまして、さらに加えてリスクアセスメントということで、その現場にどのような危険があって、それによって、どの程度けがをするおそれがあるのかということを見積もりまして、その対策を検討するということを実施して、災害の原因になる要素を排除することが有効と考えられます。

本省の調査によりますと、現時点においてそのようなリスクアセスメントを実施している建設業の事業場は74%ということでありますので、やはりこれを10%引き上げることにによりまして、建設業の死亡者を減少させることができると考えております。

なお、アウトカム指標に関しまして、本省版では死亡者数、2022年と2027年の単年同士で比較して15%減としておりますが、山形におきましては1年間の建設業の死亡者数、1年で3、4人という状況でございますので、13次期間と14次期間の5年間同士の比較での減少目標と考えております。

次に、製造業であります。これにつきましてもグラフ8であります。製造業は業種として死傷者が最も多く、平成22年以降、やはり減少しておりません。

また、グラフの34をご覧くださいと、製造業におきまして事故の型別では動いている機械などで発生します、はさまれ・巻き込まれが転倒に次いで多い状況となっております。

また、続いてグラフ35を見てくださいと、はさまれ・巻き込まれによる死亡災害は山形において13次期間には発生しておりませんが、そのはさまれ・巻き込まれの割合は減少していないという状況となっております。これによりまして、はさまれ・巻き込まれの災害を減少させることが、製造業の死傷者数を減少させるために重要であるということでありまして、そのためにも、やはり法令に定めるカバーを付けるといった措置だけではなくて、建設業と同様、リスクアセスメントを進めることが必要であると考えられます。

実際の指標でございますが、本省の調査におきましては、製造業において機械のリスクアセスメントを実施しているのは、およそ50%と見られるということでありますので、これを60%以上に引き上げることにによりまして、製造業でのはさまれ・巻き込まれの災害を

2027年までに5%以上減少させることができると期待されるものであります。

続いて、林業です。山形の現状につきましては、やはりグラフの8でございます。

林業につきましては、死傷者数自体の数といいますのは、ほかの業種と比べて多いわけではございませんが、横ばい状態で減少しておりません。また、グラフの7をご覧くださいと、死傷年千人率は16.3ということで、ほかの業種よりも飛び抜けて高い。また、13次期間中にも3名の方が亡くなられているところでございます。

林業の災害としましては、伐木作業の際に発生することが多いということから、下に書いてありますガイドラインに基づく伐木作業の安全ガイドラインに基づく安全対策を進めることが、林業の災害の減少のために必要と考えられます。

林業についての指標でございますが、本省によりますとガイドラインに基づく対策を講じている事業場が30%ほどであるということでありまして、死亡災害を減少させるためには、これを50%以上まで引き上げることが必要であると考えられます。

また、本省版のアウトカムとしましては、2022年と2027年の単年同士の比較において死亡者数を15%以上減少させるとしてありますが、山形におきましては5年間で3人という状況でありますので、14次期間中には死亡災害を発生させないという目標にしたいと考えております。

続けての項目（オ）であります。

健康確保対策でございます。初めの3つのくぐりのうち、初めの欄は年休などについて書いてございます。過重労働による健康障害の防止のためには、長時間労働の抑制が必要であると考えられます。山形におきましては年休の取得率は60.4%というのが2021年の統計でございます。

また、勤務間インターバル制度であります。これは導入済み又は導入予定というものを含めまして、山形においては7.6%ということでありまして、これらの引上げが長時間労働の抑制につながると考えられまして、年休取得率を70%以上、インターバル導入事業場を15%以上に引き上げるということが、60時間働いている雇用者の割合、2017年の数字になります。山形では6.6%ということでございます。これが5%以下に近付くということが期待できるというものでございます。

続けて、下の欄のメンタルヘルスでございます。メンタルヘルス不調の防止のためには、ストレスチェックの実施を含めましたメンタルヘルス対策が有効と考えられます。

山形の現状でございますが、メンタルヘルス対策に取り組んでいるという事業場の割合は、69.7%ということでございます。また、ストレスチェックを実施している事業場の割合につきましては、規模が10から49人の規模でということですが、33.2%というのが2021年の統計となっております。

これにつきまして指標でございます。メンタルヘルス対策の実施事業場を80%以上に、

また50人未満規模の事業場でのストレスチェック実施を50%以上に引き上げることでよって、このアウトカム指標に記載のような結果、現在、全国では53.3%ということでありませんが、これを50%未満とすることが期待できるということでもあります。

また、その下の欄の産業保健サービスであります。メンタルヘルス対策のほか健康診断結果に基づく保健指導など、その事業場や所属労働者にとって必要な産業保健サービスを提供している事業場、全国の統計ですと69.7%ということですが、これを80%以上に引き上げることでよりますして、健康障害の予防や健診での有所見率が下がるといった効果が期待できるということでございます。

その下の（カ）であります。

化学物質の関係であります、化学物質による健康障害の防止のためには、その危険・有害性を容器にラベルとして表示したり、安全データシートということで文書として知らしめまして、それに基づいたリスクアセスメントを実施してもらったり、実際の措置を行うということが有効であります。

現状におきまして、ラベル表示やSDS（安全データシート）の表示が努力義務とされている物質につきまして、全国の調査によりますとラベル表示は69.1%、安全データシート（SDS）のほうは70.4%、リスクアセスメントの実施は57.9%ということでございます。

これにつきましての指標であります。ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント実施をそれぞれ2025年までに80%以上に引き上げるということ。さらに、2027年までにリスクアセスメントに基づく措置を講じる事業場を80%以上にするとということでもあります。それによりますして、右側のアウトプットの効果が期待できるということでございます。

最後の欄であります。熱中症のことでございます。

山形の現状につきまして、これのグラフの46番をご覧いただきたいと思えます。

熱中症につきましては、山形県内において第13次期間に83名の方が被災されております。これが第12次期間におきましては28名でありましたので、増加率は196%ということになります。全国の状況としては増加率約90%ということでもありますので、山形の増加率は全国の2倍以上となっております。労働者の高齢化が進みましたり、また地球の温暖化によりますして、熱中症はますます増加していくということが予測されるところであります。

ここで暑さ指数ということですが、湿度とか日射、気温などを組み合わせた熱中症にかかりやすさの指数であります、それを把握しまして、その値に応じた対策を講じることが防止のために有効と考えられます。

そこで指標でございます。暑さ指数を把握・活用している事業場の割合を増やせば、熱中症の増加を抑えられるということであり、そういったことが期待されるところであります。本省版におきましては死亡者数の増加数についての増加となっておりますが、山形県

内におきましては十数年に1人の死亡者数でありますこと、あとは増加率が全国平均より著しく高いということから、死傷者数の増加率を全国平均より低く抑えるという目標にしたいと考えております。

それで、次に、3ページの赤い矢印の下、以上のアウトプット、アウトカムの達成によりまして、新型コロナ関連のものを除くということになりますが、死亡災害について第13次期間の5年間より5%以上減少。また、死傷災害について2021年までの増加傾向に歯止めをかけて、2027年までには2022年の死傷者数を下回るようになるということが期待されるというところでございます。

その矢印の下のところが第14次計画の最終的な目標ということになりますが、これまでの災害防止計画と比べまして控え目と言えるような目標となっております。志が低いのではないかとということで、委員の皆様からお叱りをいただくかもしれませんが、それだけ現在の状況が厳しいという認識によるものでございまして、そのようにご理解いただけるとありがたいと存じます。

時間の関係もございまして、指標として取り上げている項目を中心に説明させていただきましたが、本文にありますそれ以外の項目も含めまして、事業場への指導ですとか周知の徹底など、しっかり対応を進めてまいりたいと考えております。

以上、一通りの説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

## ○砂田部会長

説明していただき、どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。ご意見などがございましたら教えていただければ幸いです。いかがでしょうか。

お願いします。

## ○柏木委員

ちょっとすみません。重要事項の中に触れられるのか、それとも別の行政運営方針の中で触れられるのか、よく分からないんですけども、かつて労災防止指導員というのがあって、各事業所に安全パトロールといいますか、各事業所を訪問して安全チェックなんかを行いました。それで歴史的役割を果たしたというんで安全衛生専門家会議というのができて、年2回その会議及び安全パトロールを行うということで運営されてきたんですが、本年度は1回もなく、その前は年2回行うというのが、いつの間にか年1回に変わって、今年度全くないということで、この安全衛生専門家会議というのは、もう労働局としては設置しないというか、そういうものなのではないでしょうか。ちょっと確認。

○阿部健康安全課長

安全衛生専門家会議であります。去年度と今年度、開催しておりません、それはコロナの関係ということもありまして、事業場で見学などもできればいいと思っておるのですが、それを受け入れていただけたところがなかなか難しいだろうということでもあります。

また、会議につきましては開催をするということになっておりますので、今年度、昨年度におきましては書面開催ということで、関係資料を委員の先生方にお配りして、それをご覧いただいてご意見があれば賜りたいということとさせていただきますところがございます。

また、来年度以降、状況がまたコロナで変わればどのように再開できるかということなども考えて、ご相談しながら進めていければと思っております。

○柏木委員

分かりました。

○砂田部会長

では、他に何かご質問やご意見などがございましたらお願いします。

○大沼委員

よろしいですか。

○砂田部会長

はい、お願いします。

○大沼委員

参考までにの話なんですけれども、先ほどアウトプットの中に外国人労働者向けの災害防止というのがあるんですけれども、私どもの会社が今、立谷川の工業団地にありまして、基本、車じゃないとなかなか働きに來れない場所でバスも電車も不便なところなんです。外国人労働者がまた増えてきている中で、どこの会社か分からないんですけれども、真冬の路面凍結しているときに結構自転車で通っているアジアの方が多くて、その会社として通勤手段というのは、多分送迎したりとかというのはやっていなくて、自転車を使うぐらいしか言っていないんだと思うんですけれども、危なくて仕方がない状況をよく見ているものですから、会社の中というのは結構目立ってマニュアル化とかなんかなってありますけれども、その通勤災害のところまでお声がけしていただいたほうがいいかと思っております。

○阿部健康安全課長

通勤災害につきましては、死傷者件数には反映にならないということですので、どのぐらい実際転んで通勤災害でけがをしているかというのは、ちょっと労災の担当のほうに確認しないと分からないところではありますが、確かにおっしゃるとおりでございますので。

○大沼委員

この場でということではないんですけども、参考までにということ。

○阿部健康安全課長

そのようなことにつきましては、事業者さんの集まりのようなところとかで注意を呼びかけるというようなことなどをやってまいれるかなと考えております。

○砂田部会長

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

○設楽委員

3つほどあるんですけども、業種別の災害防止対策の推進のところになりますアウトプット資料の（エ）のところになるんですけども、死亡者数のところについては、さっき説明していただいたとおりだと思うんですけども、あえて指標としてアウトカムの指標としてすれば、これは物の考え方なんですけれども、要はこういった事故とかの関係で死傷者を最初からありきで何%削減するというのではなくて、やはりゼロ災害を目標とするのであれば、指標としては現実ゼロにすべきじゃないかという考え方に立たないのかということが1点目です。

次に、2つ目なんですけれども、アウトプット指標の同じく（オ）のところの労働者の健康確保対策の推進のところなんですけれども、ここの中で年次有給休暇取得の取得率を2025年までに70%以上という形になっているんですけども、ここについても働き方改革のところで、労働基準法の改正で1年間に5日以上、5日は最低取得するというふうに法律上、確かなっていたというふうにちょっと思っております。

その観点からすると、70%以上ということではなくて、100%ということが本来であれば目標じゃないかなというふうにちょっと思うんですけども、そことのちょっとすみません、数字上の設定ですかね、どういった考え方でそうなっているのか、ちょっと2点目



としてお聞かせいただきたい。

それから、3点目なんですけれども、3点目は、これ要望になります。熱中症災害対策の関係なんですけれども、年々異常気象ですかね、温暖化の関係で時に5月、ゴールデンウィークあたりから9月末あたりにかけて、かなり高温の状態が続いていると。そういった中で、屋外はもちろんなんですけれども屋内で仕事をされる場合に、通常エアコンを使って快適な環境の中で仕事をされているところが非常に多いわけなんですけれども、昨年来、例の燃料費の高騰の関係で、特に電気代のところが今も高騰しているんですけれども、また4月以降、5月以降ですか、ちらっと電気料金が高くなるということもちょっと報道されている中で、要は屋内のそういった省エネと、いわゆる電気料金の高騰の関係で、要は空調を使う時間だとか、あと温度設定をするのにちょっと高めになってしまっていて熱中症にかかりやすい状況になってしまわないのかという、これがちょっと危惧されるので、そういったところについても安全性の観点から、きっちりいろんな事業所に対して労働局のほうから、いろんな周知などをしていただけないかというふうな要望です。

以上です。

#### ○砂田部会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

#### ○阿部健康安全課長

数値につきましてでございます。たしかに死傷災害、死亡災害、一人でも本当はあってはならないということを行政としては目指しているところでございますが、ゼロにできれば一番いいところでございますが、まずは現実的な目標を達成できるように、そこに注力をしていくということが必要なのではないかなと考えます。決してそのパーセンテージが達成できたからよかったなということではなくて、さらにまた進めていくということを考えるということかと思えます。

年休につきましても同様でございます。これにつきましては、もっと促進を進めて、本当は法令上100%ということではありますが、この年休取得のことにつきましては、安全衛生のところに入ってきたのが、ちょっと今までない考え方ではありますが、これはどこから来たのかなと思っていましたところ、過労死等防止のための対策に関する大綱というのが令和3年7月の閣議決定がありまして、その数値目標がそのようになっているところを、このたび過労死などの防止のための考え方の一つとして取り入れたというものから出ているものということになっております。

行政としては、そういうことでもありますので、あくまでも災害は低く低くというところのことを目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

す。

○砂田部会長

エアコンについてはいかがでしょうか。

○設楽委員

エアコン、できれば聞いておきたい。

○梅木主任衛生専門官

温暖化によって屋内の作業場で熱中症になりやすいというのがありますけれども、WBGT値に基づいて温度管理をしていただくように、こちらのほうでお願いするしかないかなど。電気代等いろんな問題があるにしろ、熱中症予防は一番大事ですので、WBGT値に基づいた温度の設定、そちらのほうを随時指導していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○砂田部会長

よろしいでしょうか。時間の都合もございますので、ここで意見交換を終了したいと思います。貴重なご意見をありがとうございました。安全衛生専門家会議のこと、外国人労働者の通勤に関すること、アウトカムの指標の設定の仕方のこと、最後にエアコンの使用抑制による熱中症の恐れなどについてご意見をいただきました。こういったことを今後の計画に反映させていただきたいと思います。

どうしても発言したいことがある方がいらしたらご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○砂田部会長

では、議事、先に進めさせていただきます。

次の議題はその他となっておりますが、あらかじめ準備している事項があれば事務局からご提案いただければ幸いです。いかがでしょうか。

○進 行

特に準備している事項はございません。

○砂田部会長

特に予定している議題はないということです。委員の皆様から何かご意見とかありますでしょうか。

[発言する者なし]

○砂田部会長

特にないようでしたら、以上で議事を終了したいと思います。

本日は誠にお疲れさまでした。

○進 行

砂田部会長にはスムーズな議事進行、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方には貴重なご審議頂戴しまして、改めてありがとうございます。

それでは、以上をもちまして山形地方労働審議会労働災害防止部会を終了させていただきます。

大変お疲れさまでした。

以 上